平成２１年第１回臨時会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第１号（平成２１年５月２９日）

◎議事日程

第１　開　　会
第２　会議録署名議員の指名
第３　会期の決定
第４　諸 報 告

（本臨時会に提出された事件）

第５　議案第42号　専決処分の承認を求めることについて（平成２０年度三沢市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号））
第６　議案第43号　専決処分の承認を求めることについて（平成２０年度三沢市一般会計補正予算（第６号））
第７　議案第44号　専決処分の承認を求めることについて（三沢市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
第８　議案第45号　専決処分の承認を求めることについて（三沢市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
第９　議案第46号　専決処分の承認を求めることについて（三沢市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
第10　議案第47号　専決処分の承認を求めることについて（三沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
第11　議案第48号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第12　議案第49号　三沢市特別職の職員の給料等に関する条例及び三沢市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13　提案理由の説明

日程第５から日程第１２までの議事
１．委員会付託省略
２．議案の説明
３．質疑・討論・採決

◎本日の会議に付した事件

第１　開　　会
第２　会議録署名議員の指名
第３　会期の決定
第４　諸 報 告

（本臨時会に提出された事件）

第５　議案第42号　専決処分の承認を求めることについて（平成２０年度三沢市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号））
第６　議案第43号　専決処分の承認を求めることについて（平成２０年度三沢市一般会計補正予算（第６号））
第７　議案第44号　専決処分の承認を求めることについて（三沢市税条例

等の一部を改正する条例の制定について）

第８　議案第45号　専決処分の承認を求めることについて（三沢市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

第９　議案第46号　専決処分の承認を求めることについて（三沢市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

第10　議案第47号　専決処分の承認を求めることについて（三沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

第11　議案第48号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12　議案第49号　三沢市特別職の職員の給料等に関する条例及び三沢市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13　提案理由の説明

日程第５から日程第１２までの議事

１．委員会付託省略

２．議案説明

３．質疑・討論・採決

◎出席議員（１９名）

議長	１番	馬場騎一君
副議長	１７番	山本弥一君
	２番	瀬崎雅弘君
	３番	奥本菜保巳君
	４番	加澤　明君
	５番	鈴木重正君
	６番	藤田光彦君
	７番	天間勝則君
	８番	太田博之君
	９番	附田　一君
	１０番	堀　光雄君
	１１番	春日洋子君
	１２番	野坂篤司君
	１３番	西村盛男君
	１４番	小比類巻正規君
	１５番	小比類巻雅彦君
	１６番	舩見亮悦君
	１８番	堤　喜一郎君
	１９番	小比類巻種松君

◎欠席議員（１名）

２０番	森　三郎君

◎説明のため出席した者（２６名）

市長	種市一正君
副市長	大塚和則君
政策財政部長	澤口正義君
総務部長	工藤智彦君
民生部長	宮崎倫子君
健康福祉部長	米田光一郎君
経済部長	桑嶋豊士君
建設部長	吉田幸男君
上下水道部長	月館　孝君
政策推進監	野々宮忠良君
商業活性化推進監	古田清孝君
政策財政部参事兼政策調整課長	佐々木卓也君
政策財政部参事兼財政課長	鳥谷部　斉君
総務課長	繋　範雄君
総務部参事兼秘書課長	今村哲也君
税務課長	遠藤恵介君
国保年金課長	小泉富男君
生活福祉課長	種市廣志君
産業政策課長	小松栄二君
土木課長	松島正栄君
アメリカ村推進課長	中村　均君
三沢病院事務局参事兼管理課長	小笠原雅義君

消防長	糸井健二君
教育委員長	熊野　稔君
教育次長	中村健一君
監査委員	佐治　孝君

◎職務のため出席した職員

事務局長	川代一男君
次長	村井拓司君
庶務係長	河村健康君
主査	織笠信吾君
主事	鳴海　拓君

◎会議録署名議員

７番	天間勝則君
１４番	小比類巻正規君

午前１０時００分　開会

◎日程第１　開　　会

○議長（馬場騎一君）　出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより、去る５月２２日告示招集されました平成２１年三沢市議会第１回臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第１号をもって進めます。

◎日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（馬場騎一君）　日程第２　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、７番天間勝則議員、１４番小比類巻正規議員の両氏を指名します。

◎日程第３　会期の決定

○議長（馬場騎一君）　日程第３　会期の決定を行います。

お諮りします。

今臨時会の会期は、本日、５月２９日、１日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、５月２９日、１日と決定しました。

◎日程第４　諸報告

○議長（馬場騎一君）　日程第４　諸報告は、印刷してお手元に配付したとおりです。御了承願います。

◎日程第　５　議案第４２号から
日程第１２　議案第４９号まで

○議長（馬場騎一君）　日程第５　議案第４２号から日程第１２　議案第４９号までの８議案を一括上程します。

提案理由の説明を願います。

市長。

○市長（種市一正君）　本日ここに、平成２１年三沢市議会第１回臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案の概要について御説明申し上げますので、御審議の参考にしていただきたいと存じます。

議案第４２号から議案第４７号までは、専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第４２号は、平成２０年度三沢市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）についてでありますが、専決要因といたしましては、中央町地区都市再生土地区画整理事業の実施に当たり、関係権利者との交渉に予想以上の時間を要したことから、平成２０年度内の執行が不可能となり、繰越明許費の補正が緊要となったものであります。

次に、議案第４３号は、平成２０年度三沢市一般会計補正予算（第６号）でありますが、専決要因といたしましては、平成２１年三沢市議会第１回定例会後に許可決定されました市債の調整のほか、地方交付税等が決定したことに伴いまして、減債基金への繰り戻し及び財政調整基金等への積み立てが緊要となったものであります。

この結果、補正総額は、歳入歳出ともに１億４,３２６万６,０００円の増額補正で、既定額との累計では２０６億６２９万２,０００円となり、前年度最終予算額との比較では１３億３,８５９万２,０００円、これは率にして６.９％の増となっております。

次に、議案第４４号は、三沢市税条例等の一部を改正する条例の制定について、それから、議案第４５号は、三沢市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第４６号は、三沢市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第４７号は、三沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを、それぞれ地方自治法第１

７９条第１項の規定に基づき専決いたしましたので、御承認をいただきたく提案するものであります。

次に、議案第４８号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、青森県人事委員会の勧告に基づき、職員の平成２１年６月の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めるため提案するものであります。

次に、議案第４９号は、三沢市特別職の職員の給与等に関する条例及び三沢市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、市長、副市長並びに教育長の平成２１年６月の支給に係る期末手当の支給割合の特例を定めるため提案するものであります。

以上、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、本職並びに関係部長等から詳細に御説明申し上げたいと存じます。何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決、御承認を賜りますようにお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（馬場騎一君）　お諮りします。

本日の臨時会に提出されております議案の審議につきましては、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略します。

◎日程第５　議案第４２号

○議長（馬場騎一君）　日程第５　議案第４２号を議題とします。

当局の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（吉田幸男君）　議案第４２号平成２０年度三沢市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について、その概要を御説明申し上げます。

三沢市土地区画整理事業特別会計補正予算の２ページを御参照願います。

今回の繰り越しは、中央町地区都市再生土地区画整理事業の実施に当たり、難航している補償物件について、年度内の解決を目指し、これまで鋭意交渉してきましたが、契約まで至らなかったことから繰越明許費の補正が緊要となり、やむを得ず専決処分いたしました。

以上が、平成２０年度三沢市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）の概要であります。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場騎一君）　それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようでございますので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第４２号は、原案のとおり承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第４２号専決処分の承認を求めることについて（平成２０年度三沢市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号））は、原案のとおり承認と決しました。

◎日程第６　議案第４３号

○議長（馬場騎一君）　日程第６　議案第４３号を議題とします。

当局の説明を求めます。

政策財政部長。

○政策財政部長（澤口正義君）　議案第４３号専決第３号平成２０年度三沢市一般会計補

正予算（第６号）の概要について御説明申し上げます。

専決要因といたしましては、平成２１年三沢市議会第１回定例会後に許可決定された市債の調整のほか、地方交付税等が決定したことに伴い、減債基金への繰り戻し及び財政調整基金等への積み立てが緊要となったため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分したものであります。

この結果、補正総額は、歳入歳出ともに１億４,３２６万６,０００円の増額補正で、既定額との累計では２０６億６２９万２,０００円となり、前年度最終予算額との比較では１３億３,８５９万２,０００円、率にいたしまして６.９％の増となったところであります。

以下、お手元の予算書の２ページの第１表歳入歳出予算補正に基づき、歳入から御説明申し上げたいと思います。

２款の地方譲与税につきましては、交付決定により、自動車重量譲与税１,７３４万９,０００円、地方道路譲与税９５６万５,０００円及び航空機燃料譲与税９１万円の減額により、合わせて２,７８２万４,０００円の減額補正をいたしております。

３款の利子割交付金につきましては、交付決定により７万４,０００円の増額補正をいたしております。

４款の配当割交付金につきましては、交付決定により３９６万４,０００円の減額補正をいたしております。

５款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、交付決定により３４０万４,０００円の減額補正をいたしております。

６款の地方消費税交付金につきましては、交付決定により１,３８４万９,０００円の減額補正をいたしております。

７款の自動車取得税交付金につきましては、交付決定により３０２万３,０００円の減額補正をいたしております。

８款の国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、交付決定により３,６７５万９,０００円の増額補正をいたしております。

１０款の地方交付税につきましては、交付決定により、普通交付税１億１,３３２万４,０００円、特別交付税８,１２５万２,０００円の、合わせて１億９,４５７万６,０００円の増額補正をいたしております。

１７款の寄附金につきましては、福祉事業に対する寄附金１１万６,０００円、病院建設事業に対する寄附金１２３万円の、合わせて１３４万６,０００円の増額補正をいたしております。

１８款の繰入金につきましては、減債基金繰入金３,６２２万５,０００円の減額補正をいたしております。

２１款の市債につきましては、事業費の確定により１２０万円の減額補正をいたしております。

次に、歳出について御説明いたします。

３ページにお目通し願います。

２款の総務費につきましては、財政調整基金積立金１億４,３１５万円を増額補正いたしております。

３款の民生費につきましては、社会福祉基金積立金１１万６,０００円を増額補正いたしております。

以上が、平成２０年度三沢市一般会計補正予算（第６号）の概要であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場騎一君）　それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第４３号は、原案のとおり承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第４３号専決処分の承認を求めることについて（平成２０年度三沢市一般会計補正予算（第６号））は、原案のとおり承認と決しました。

◎日程第７　議案第４４号

○議長（馬場騎一君）　日程第７　議案第４４号を議題とします。

当局の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　議案第４４号専決処分の承認を求めることについて（三沢市税条例等の一部を改正する条例の制定について）御説明申し上げます。

この議案は、地方税法の改正に伴い、三沢市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、別紙の議案第４４号資料、三沢市税条例新旧対照表に沿って、主な改正概要を御説明申し上げます。

資料の２ページをごらんいただきたいと思います。

第４７条の２第２項の改正は、年金所得のほかに給与所得及びそれ以外の所得がある場合、これらの所得に係る個人市民税は、公的年金から特別徴収せずに、従来どおり給与からの特別徴収または普通徴収により徴収するものであります。

次に、資料の７ページをごらんいただきたいと思います。

附則第７条の３の２は、平成２１年分以後の所得税において、住宅借入金特別税額控除の適用があるもので、平成２１年から平成２５年までに入居した場合に限り、所得税から控除し切れなかった控除額について、翌年度分の個人住民税から控除する制度を創設するものであります。

次に、資料の１６ページをごらんいただきたいと思います。

附則第１７条は、平成２１年及び平成２２年に取得した土地等に係る長期譲渡所得について、１,０００万円の特別控除制度が創設されたものであります。

附則につきましては、運用規定でありますので説明は省略させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場騎一君）　それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようでありますので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第４４号は、原案のとおり承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第４４号専決処分の承認を求めることについて（三沢市税条例等の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認と決しました。

◎日程第８　議案第４５号

○議長（馬場騎一君）　日程第８　議案第４５号を議題とします。

当局の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　議案第４５号専決処分の承認を求めることについて（三沢市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）御説明申し上げます。

この議案は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第１０条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を

定める省令の改正に伴い、三沢市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案書の１９ページをごらんいただきたいと思います。

第２条の改正は、不均一課税の対象となる固定資産の新設または増設に関する適用期限を２年延長し、平成２３年３月３１日とするものであります。

附則につきましては、施行日を平成２１年４月１日とするものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場騎一君）　それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第４５号は、原案のとおり承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第４５号専決処分の承認を求めることについて（三沢市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認と決しました。

◎日程第９　議案第４６号

○議長（馬場騎一君）　日程第９　議案第４６号を議題とします。

当局の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　議案第４６号専決処分の承認を求めることについて（三沢市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）御説明申し上げます。

この議案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、三沢市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案書の２３ページをごらんいただきたいと思います。

第２条の改正は、課税免除の対象となる固定資産の新設または増設に関し、基本計画の同意の期限を２年延長し、平成２３年３月３１日とするものであります。

附則につきましては、施行日を平成２１年４月１日とするものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場騎一君）　それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第４６号は、原案のとおり承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第４６号専決処分の承認を求めることについて（三沢市承認企業立地計画

に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認と決しました。

◎日程第１０　議案第４７号

○議長（馬場騎一君）　日程第１０　議案第４７号を議題とします。

当局の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　議案第４７号専決処分の承認を求めることについて（三沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）御説明申し上げます。

この議案は、地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、三沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、別紙の議案第４７号資料、三沢市国民健康保険税条例新旧対照表に沿って、主な改正概要を御説明申し上げます。

資料の１ページをごらんいただきたいと思います。

第２条第４項の改正は、介護給付金課税額の限度額を「９万円」から「１０万円」に改めるものであります。

第２１条第２項の改正は、国民健康保険税の被保険者の均等割額及び世帯別平等割額の２割軽減については、これまでの申請により軽減措置しているものを、ほかの７割軽減並びに５割軽減と同様に職権により適用するものであります。

附則につきましては、運用規定でありますので説明は省略させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場騎一君）　それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

なお、討論の通告がありますので、発言を許します。

３番奥本菜保巳議員。

○３番（奥本菜保巳君）　議案第４７号三沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

今回の改定では、国民健康保険税の介護保険分の賦課限度額を９万円から１０万円に引き上げるとしています。高額所得者の保険料を引き上げることで、中間所得層の負担を軽減することは容認できます。

しかし、現在の介護保険制度は、これまでの改悪に次ぐ改悪により、保険あって介護なしの大変多くの問題を抱えている制度であり、介護の現場では混乱を招いています。

今回の介護報酬の引き上げにより、経済的に苦しい利用者の場合、引き上げ分のサービスを削ったり、また、受けたいサービスが受けられない状況が起こっています。

このように、介護サービスの抑制を続けていながら保険料だけは引き上げていくという体制に対しては、到底容認することはできません。国は無駄遣いをやめ、国庫負担をふやすべきです。

このような趣旨から反対を表明します。

○議長（馬場騎一君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

この議案は起立により採決します。

議案第４７号は、原案のとおり承認すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場騎一君）　起立多数です。

よって、議案第４７号専決処分の承認を求めることについて（三沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

は、原案のとおり承認と決しました。

◎日程第１１　議案第４８号

○議長（馬場騎一君）　日程第１１　議案第４８号を議題とします。

当局の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　議案第４８号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この議案は、青森県人事委員会の勧告に基づく、県職員の特例措置に準じ、職員の平成２１年６月の支給に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めるため提案するものであります。

議案書の３２ページをごらんいただきたいと思います。

附則第２項の改正は、平成２１年６月に支給される期末手当の支給割合を、一般職については「１００分の１４０」を「１００分の１２５」に、再任用職員については「１００分の７５」を「１００分の７０」に、勤勉手当の総額の上限を、一般職については「１００分の７２．５」を「１００分の６７．５」に、再任用職員については「１００分の３５」を「１００分の３０」に、それぞれ読みかえるものであります。

附則第３項から第５項までは、運用期間が経過していることから削るものであります。

附則につきましては、施行日を公布の日からとするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場騎一君）　それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

なお、討論の通告がありますので、発言を許します。

３番奥本菜保巳議員。

○３番（奥本菜保巳君）　議案第４８号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

人事院の調査の正確性や人事院勧告を行った経緯には問題があり、県や市での独自調査もありませんでした。

既に、３月の定例会において、本年度の職員の一時金削減が決定されたばかりです。にもかかわらず、さらに人事院勧告による国家公務員の一時金削減にあわせて、地方公務員の一時金も削減するということには道理がありません。このような圧力には、断じて屈するべきではありません。

国は、景気対策として、補正で約１４兆円もの税金を投入し、一時的なばらまきをしています。

一番の景気対策は、給料を上げ、社会保障制度を充実させ、安心して暮らせる長期的な展望を開くための内需主導型の政策です。民間の給料の底上げが必要であり、そのための景気対策が必要です。公務員の給与一時金をさらに引き下げることは、国がやろうとしている景気回復、内需拡大に逆行することになります。

なぜなら、地方公務員の給与は、地域における一定の社会的規範性を持ち、地域の民間賃金にも大きな影響を与える性格を持っているからです。

民間の多くが、一時金内容を決定していない中での職員の一時金引き下げは民間に悪影響を与えることになり、地域全体の賃金水準の引き下げや地域経済に一層の疲弊を及ぼすことにつながります。

以上の趣旨から、職員の一時金引き下げには反対を表明いたします。

○議長（馬場騎一君）　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

この議案は起立により採決します。

議案第４８号は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場騎一君）　起立多数です。

よって、議案第４８号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決と決しました。

◎日程第１２　議案第４９号

○議長（馬場騎一君）　日程第１２　議案第４９号を議題とします。

当局の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（工藤智彦君）　議案第４９号三沢市特別職の職員の給料等に関する条例及び三沢市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この議案は、市長及び副市長並びに教育長の平成２１年６月の支給に係る期末手当について、職員に準じ、支給割合の特例を定めるため提案するものであります。

議案書の３４ページをごらんいただきたいと思います。

第１条の三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の一部改正は、市長及び副市長の平成２１年６月に支給される期末手当の支給割合を読みかえて、「１００分の１４５」を支給するものであります。

第２条の三沢市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正は、教育長の平成２１年６月に支給される期末手当の支給割合について、附則第４項において、三沢市特別職の職員の給料等に関する条例を準用することを規定しております。

なお、この三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の改正に伴い、この条例を準用している三沢市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例においても同様に、期末手当の支給割合が「１００分の１４５」に改定されるものであります。

附則につきましては、施行日を公布の日からとするものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場騎一君）　それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　ないようですので、討論を終結します。

これより、採決します。

議案第４９号は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場騎一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第４９号三沢市特別職の職員の給料等に関する条例及び三沢市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決と決しました。

○議長（馬場騎一君）　以上で、本臨時会に付議されました事件は、すべて議了しました。

◎市長あいさつ

○議長（馬場騎一君）　ここで、特に市長より発言の申し出がありますので、この際、発言を許します。

市長。

○市長（種市一正君）　平成２１年三沢市議会第１回臨時会の閉会に当たり、議長のお許しを得まして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日の臨時会におきまして、平成２０年度三沢市一般会計補正予算など８議案について、慎重なる御審議をいただき、それぞれ原案どおり御議決並びに御承認を賜り、衷心より感謝申し上げます。

御議決賜りました各議案の執行に当たりましては、御審議の過程におきまして、議員各位から賜りました御意見、御提言を十分尊重し、最善の効果をおさめますよう努力してまいりますので、何とぞ一層の御支援、御協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単でありますが、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（馬場騎一君）　これをもって、平成２１年三沢市議会第１回臨時会を閉会します。

午前１０時４０分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

平成　　年　　月　　日

三沢市議会議長　　馬　場　騎　一

会議録署名議員　　天　間　勝　則

会議録署名議員　　小比類巻　正　規